

横浜市記者発表資料

令和7年12月25日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭（男性・40代）
処 分 日	令和7年12月25日（木）
処 分 内 容	停職1月
概 要	当該教諭は、令和7年6月25日、自宅において、妻と口論ののち、殴打等の暴力行為を行い、全治1週間ほどの怪我を負わせた。9月16日、警察に逮捕され、10月6日、横浜地方検察庁により不起訴処分が決定した。

2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。
当該教諭の行為は、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問い合わせ先

教育委員会事務局東部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-411-0605